



教育目標「学ぶ心 自主の心 思いやりの心」

校訓「勤労 自主 誠実」

学校だより

5月号

令和5年5月24日

八王子市立元八王子中学校

校長 山口 徹

ホームページ <http://hachioji-school.ed.jp/mthtj/>

「振り返り」

校長 山口 徹

5月に入り猛暑日を記録する日があったり、翌日には一気に気温が低下するなど寒暖の差が激しい月となっています。今年もより一層温暖化が進んでいるのではないのでしょうか？本校では、昨年度より『衣替え』の時期を定めず、冬服から夏服への切り替える時期を生徒の判断に任せています。先日、配布しました『衣替えについて』のお知らせの通り、この様に日によって気温が違うこと、生徒たちに『自分で判断できる力』を身に付けさせることを目的にしています。また、保護者からご質問があった冬服時のポロシャツの着用に関しましても、儀式の時以外はワイシャツでなければいけない理由もありませんので、今年から冬服時もポロシャツの着用を認めています。今まではこうだったという考えを捨て、気候の変化や社会状況に応じた対応が必要と考えておりますので、今後ご意見等がありましたらお知らせください。今後、生徒の命が第一ですから、必要に応じてエアコン等を利用していきますが、その前に生徒たちには暑ければ上着を脱ぐ、寒ければ上着を着るなど温暖化の原因とならないように節電等にも気を付けさせていきたいと思います。また、なぜ気候の変動が起きているのか、気象状況(理科)やその気象状況を引き起こす原因(総合的な学習の時間、社会)などいろいろな教科を通して引き続き学習していきます。ご家庭でも『衣替え』を通して、社会問題等の話題に触れていただき、生徒たちの『学ぶ意欲』を引き出していただければと思います。

さて、5月10日は『開校記念日』です。生徒たちには全校朝礼で次の様な話をしました。

本校は、昭和22年に元八王子村に元八王子村立元八王子中学校として開校し、今年で創立76周年になります。開校当時は、1年生3学級、2年生2学級、3年生1学級の全校生徒200名でした。昭和30年に元八王子村が八王子市に合併したことで、八王子市立元八王子中学校と現在の学校名に代わりました。校章は、昭和24年に一般公募から選ばれ、校章に描かれている蝶は、男女共学の『友愛』と『平和』を表現しています。また、校歌は、昭和32年に作られ、校歌の由来は記録が残っていないので正確なことはわかりませんが、残っている資料等から作詞を依頼された方が学校周辺を散策し、当時の様子や元八王子中の教育方針を歌詞に入れたと言われています。この様に学校の歴史を紐解いていくと、地域の子どもたちを地域のみんなで育てていこうという気持ちが込められているのがわかります。これからも地域の方々に愛される学校になるように、学習や学校行事に一生懸命に取り組むと同時に中学生の元気な力を地域に還元できるように地域の行事にも積極的に参加して欲しいと思います。

今月は、八王子市学力調査と中間考査が行われました。これらのテストは、現段階で学力がどの程度身についているのか調べるために行われています。市の学力調査の結果の返却はもう少し先になりますが、中間考査の結果は返却されています。テストの結果を見て、自分がまだ理解していないところは何か、再度学び直すチャンスです。授業でも、生徒が理解できていない問題には再度学習しますが、全て学習指導する時間がありません。そこで、生徒によって理解できていないところは違うので、学び直しは家庭学習をもってしっかりと取り組んでほしいと思います。自分で振り返ってみてもわからなければ、各教科の先生に質問することが大切です。学び直しをしっかりと行っておかないとこれからの授業も理解できません。授業がわかると勉強も楽しくなります。授業をしっかりと受け、わかるように努力することが大切です。家庭学習と授業を大切にしていきましょう！！

令和5年度 八王子市立元八王子中学校 学校いじめ防止基本方針

1 基本方針 「しない させない ゆるさない」

すべての教職員が「いじめはどの生徒にも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識をもつ。

- (1) いじめは「しない させない ゆるさない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめをしている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) いじめ防止対策を徹底するため、教員がチェックリストを活用し、学期に一度再確認する。
- (2) 学校評価アンケートの生徒、保護者、地域用にいじめ防止に向けた取り組みに関わる達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (3) 年度の初めに学校だより、ホームページを活用して、いじめ防止に向けた学校いじめ防止基本方針を生徒、保護者、関係諸機関に周知する。また、定期的な情報交換を行い、日常的な連携を強める。
- (4) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自らいじめ防止の活動ができる集団づくりに努める。
- (5) 年間3回以上、道徳の時間や特別活動の時間を通して、規範意識の深化や集団のあり方等についての学習の深化をさせる。
- (6) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (7) 教育相談月間を設け、生徒と教師の二者面談を行う。
- (8) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (9) 常に危機意識をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (10) 教員研修(年3回)の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を図る。
- (11) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、家庭・地域・学校が連携し実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動に目を向ける。
- (2) 年3回、定期的にいじめに関するアンケートをとり、対応する。
- (3) 保護者と情報を共有し、地域と日常的に連携する。(見守りシートの活用等)

4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒やその保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。

- (4) いじめをする生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 教職員の共通理解、保護者や地域の協力、警察や児童相談所をはじめ関係諸機関と連携して生徒の問題解決を図る。

5 学校いじめ対策委員会の設置

校内組織の中に「学校いじめ対策委員会」を設ける。

- (1) 毎週水曜日の2校時に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報の共有と対策を協議する。
毎週水曜日の6校時には、全教員で「学校いじめ対策委員会」の情報を共有する。
その時間に開催できない場合は、週内で実施する。また、臨時で委員会を開催する場合がある。
- (2) 構成メンバーは管理職、教務主任、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー(SC)とする。必要に応じて、スクールソーシャルワーカー(SSW)も出席する。
- (3) 協議された内容は主任会で報告を行うとともに、各学年で情報の共有を図り、対応を速やかに行う。
議事録を校長室に保管する。
- (4) 学校いじめ対策委員会の年間計画を作成し、計画的・組織的に対応する。
- (5) 学校いじめ対策委員会を中心に、学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

6 地域・関係機関との連携

- (1) 学校サポートチーム(学校運営協議会委員)を活用(報告、相談)して、問題行動等の未然防止、早期解決につなげる。

令和5年度 生活指導部方針

生徒指導は、担任・生活指導部のみが行うのではなく、全教職員が一致団結して実践するものとする。
生活指導部は、それぞれの指導が共通したスタンスで円滑に行われるために、その連絡調整に当たる。

共通理解・共通実践

生徒指導をスムーズに行うため全教職員が基本方針や基本姿勢の共通理解と共通実践を行う。

連携・協力

生徒指導は生徒の細かい状況や現状を把握している学級担任が中心に行うが、学級担任は学年主任と協力し、学年会を経て指導の方針をたて、学年全体が役割を分担し指導の実践にあたる。

指導する際は、複数の教員で対応する。

☆学年間の情報交換を密におこない連携を図るため、以下のことを徹底する。

「報告・連絡・相談」の徹底

- ① 毎週生活指導部会を開き、生徒の状況や生徒指導に関わる活動の起案や調整を行う。
- ② 指導の内容、状況、事後処理、見通しを明らかにし報告する。
- ③ 教員・学年ごとに指導が異なることがないように指導の共通性、一貫性をもたせる。
- ④ 適宜、臨時運営委員会、臨時職員会、臨時生活指導部会を開き、協力の要請や連携を図る。

基本姿勢

- ① 職員の共通理解と共通実践を図る。
- ② 生徒理解を深める工夫・努力をする。
- ③ 生徒との信頼関係を深める。
- ④ 保護者との信頼関係を深める。
- ⑤ 地域との連携を深める。

初期対応・初期指導

生徒の小さな変化、小さな行動でも見逃さず、情報収集に努め、初期対応・指導を行う。

主な指導項目

- (1) 授業の確立
- (2) 「生活目標」の指導
- (3) 基本的生活習慣の確立
 - ① 時間を守らせる指導
 - ② 身なりの指導
 - ③ TPOに応じた言葉づかいや礼儀の指導
 - ④ 盗難防止の指導
 - ⑤ 不要物の指導
 - ⑥ 公共物に関する指導
 - ⑦ 給食 食育の観点から

主な指導項目の具体的な取り組み

- 見逃さない指導 ● その場でやり遂げる指導 ● 継続的な指導
- 生徒の人権を尊重し、暴言、体罰等、不適切な行為は行わない指導

(1) 授業の確立

生活指導の基本は授業である。

「わかる授業」「学ぶ楽しさを感じる授業」を目指す。

授業態度への指導の共通実践（授業前後の挨拶、私語、内職など）

学年・担任への報告、相談。

(2) 「生活目標」の指導

1 か月単位でテーマを設定し、全校、学年、学年、委員会などが協力し意識高揚や習慣化を図る。

4月	元気よく挨拶をしよう。(挨拶) 楽しく食事(給食)をしよう。(食育)
5月	時間を大切にしよう。(時間)
6月	美しい・正しい言葉のつかえる人になろう。(言葉使い)
7月	身なりを整えよう。(身なり)
8月	家の手伝いや地域のボランティア活動をしよう。(親子の会話、ボランティア)
9月	生活のリズムを整えよう。(授業、時間、健康)
10月	人の話を素直な心で受けとめよう。(聞く、話す、考える)
11月	さわやかに挨拶をしよう。(挨拶)
12月	物を大切にしよう。(管理能力、取り扱い、整理整頓)
1月	1人はみんなのために。みんなは1人のために。(授業、時間)
2月	きれいな校舎、きれいな心を育もう。(美化、奉仕)
3月	ありがとう。素直に言える人になろう。(挨拶、感謝)

(3) 基本的生活習慣の確立

① 身なりの指導

- ・ 標準服の正しい着用
- ・ 外履と上履きの区別
- ・ かかとを踏まない
- ・ 身なりを整える(頭髪、化粧など)

② TPOに応じた言葉づかいや礼儀の指導

- ・ 基本的なあいさつや礼儀の指導
「おはようございます」「さようなら」「ありがとうございました」
「いただきます」「ごちそうさま」「失礼します」「こんにちは」
- ・ TPOにあった言葉遣い、礼儀の指導
- ・ 来訪者や目上の人への挨拶指導

③ 時間を守らせる指導

- ・ チャイム前着席の厳守
- ・ 集合時間の厳守
- ・ 登校時間の厳守

④ 盗難防止の指導

- ・ 貴重品を持参しない
- ・ 他人のものを無断で借りない
- ・ 持ち物に記名をする
- ・ 他の教室に入らない

⑤ 不要物の指導

- ・ アメガム、携帯電話など不要物の持ち込みについての指導を日常的に行う。

⑥ 公共物に関する指導

- ・ 公共物を大切に作る心を育てる(落書き、破損、紛失など)
- ・ 破損箇所はすぐに修繕する

令和5年度生活指導重点項目

○あいさつ

○チャイム前着席(時間)

○生徒会活動(小中連携)

令和5年度 八王子市立元八王子中学校 部活動に関する活動方針

学校における部活動の方針

八王子市教育委員会の「市立学校に係る部活動の方針」に基づき、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じて最適に実施させることを目指す。

- 部活動を通して、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育み、生徒がスポーツや文化活動等を楽しむことで、生涯にわたってスポーツ、文化および科学等に親しむ能力や態度の育成を図る。
- 部活動が学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る重要な教育活動の一環と捉え、学校と地域が連携し、部活動の継続的・安定的な充実を図る。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- 生徒の心身の健康管理、事故防止（熱中症等）、体罰やハラスメントなどの根絶を徹底する。

適切な休養日等の設定方針

八王子市教育委員会「市立学校に係る部活動の方針」に則り、過度な練習により生徒の心身の健康を害することがないように、週あたりの休養日、長期休養日、1日の活動時間を以下のように設定する、

【週あたりの休養日】

- 学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会等によりこの通りに休養日が確保できなかった場合は、他の日に休養日を設ける。）

【長期休業中の休養日】

- 長期休業中については、週あたりの休養日に準ずる。長期休業中に長期の休養をまとめて取る場合は、7日以上休養日を確保する。

【1日の活動時間】

- 1日の実活動時間は、長くとも学期中の平日では、2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とする。運用として、前後に準備、後片付け等の時間設定ができる。

設置している部活動

- 野球 ○サッカー ○バレーボール ○バドミントン ○卓球 ○バスケットボール ○陸上競技
- 体操競技、柔道、剣道、テニス（校内での活動はなし）
- 吹奏楽 ○美術 ○英会話 ○ガーデニング ○科学 ○ものづくり（2,3年生のみ） ○将棋
- エイトクラブ

不登校の子どもたちを支援する学校等の説明会

八王子市には不登校の子どもたちを支援する「高尾山学園」があります。指導内容やスタッフ、申込みのシステム等の説明会を開催いたしますので、どうぞお気軽にご参加ください。

1. 対 象 市内在住で小・中学生の保護者
2. 日 時 7月14日（金）午後6時30分から午後8時
3. 会 場 教育センター
4. 内 容 ・高尾山学園、高尾山学園適応指導教室（やまゆり）の概要説明
・施設の利用に関する相談
※施設の利用に関する相談については、ご希望の方に。
5. 申込み・ 高尾山学園内
問合せ 教育指導課支援・相談担当（登校支援）（電話：663-3216）